

様

(介護予防)短期入所療養介護 PFC 藤の里 利用契約書

所在地:宮城県栗原市瀬峰新田沢 12 番地 1
電話番号: 0228-38-3233

当施設は介護老人保健施設の指定を受けています。
(宮城県 第 0451380067 号)

○目次

1. 利用約款 (2 ページ)
2. 利用同意契約書 (5 ページ)
3. 個人情報の使用に係る同意書 (6 ページ)

介護老人保健施設 PFC 藤の里（介護予防）短期入所療養介護利用約款

（令和6年10月1日制定）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 PFC 藤の里(以下「当施設」という)は、要介護または要支援と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、一定期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの(以下「扶養者」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得る事とします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、サービス説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用する事ができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ)であること。
- ② 弁済をする資料を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 短期入所利用が解除もしくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合当施設は祭祀主宰者に引き取っていただく事ができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員もしくは他の利用者に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる事を求める事ができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払いそれに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をする事により、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了する事ができます。尚、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了する事ができます。

- ① 利用者が要介護認定に於いて非該当または、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。

- ③ 利用者の病状、心身状態が平常時に比べ著しく悪化しており、当施設での適切な短期入所療養介護の介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員または他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させる事ができない場合。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び扶養者は、連携して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、説明書の利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計額及び利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更する事もあります。
- 2 当施設は、利用者または扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の請求書及び明細書を、月初めまで送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、当該合計金額をその月の15日までに支払うものとします。尚、支払い方法については、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者または扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者または扶養者に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として、利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

(秘密の保持)

- 第9条 当施設とその職員は、業務で知り得た利用者又は扶養者、若しくは、その家族に関する秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供について、当施設は、利用者及び扶養者から、予め書面による同意を得た上で行う事とします。
- ① 利用者に関わる居宅サービス計画を立案する為のサービス担当者会議での情報提供。
 - ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整に於いて必要となった場合。
 - ③ 市町村・医療機関との連絡調整に於いて必要となった場合。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼する事があります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設に於ける介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(要望または、苦情等の申し出)

第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望、苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができます。また、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事もできます。

施設以外では栗原市役所介護保険課や利用者の居住する市役所にも相談する事ができます。

(賠償責任)

第 12 条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を破った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を破った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める所により、利用者または扶養者と当施設が誠意をもって協議して定める事とします。

<サービス利用同意契約書>

・介護老人保健施設 PFC 藤の里 短期入所療養介護を利用するにあたり、利用約款の説明を行いました。

短期入所療養介護		介護老人保健施設 PFC 藤の里	
説明者	職種	氏名	

・私は、本書面に基づいて事業者からの利用約款についての説明を受け、介護老人保健施設 PFC 藤の里 短期入所療養介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

電話番号 _____

身元引受人

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

続 柄 ()

電話番号 _____

【本約款第 5 条の請求書・明細書の送付先】

氏 名	続柄 ()
住 所	
電話番号	

介護保険負担限度額認定証の有無 有 (第 段階) 無

住 所 宮城県栗原市瀬峰新田沢 12 番地 1

名 称 短期入所療養介護 PFC 藤の里

代 表 施設長 大嶋 世志郎 印

個人情報の使用に係る同意書

わたし（利用者及びその家族個人）の情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

1 使用する目的

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画を立案する為のサービス担当者会議での情報提供。
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整に於いて必要となった場合。
- ③ 市町村・医療機関との連絡調整に於いて必要となった場合。

2 個人情報を使用する事業者及びその誓約

サービスの種類	所在地	事業者名及び事業所名	
短期入所療養介護	宮城県栗原市瀬峰 新田沢 12 番地 1	短期入所療養介護 PFC 藤の里	印

あなたのサービス提供に関係するわたしたち事業者は、あなたとのサービス利用に関わる契約の締結前・契約終了後にあっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。

3 使用にあたっての条件

- 1 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れる事のないよう、細心の注意を払う事。
- 2 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておく事。

利用者_____

家族_____

代理人_____

説明者_____